

埼玉県生涯学習審議会条例

(設置)

第一条 生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（平成二年法律第七十一号）第十条第一項の規定に基づき、埼玉県生涯学習審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第二条 審議会は、埼玉県教育委員会（以下「教育委員会」という。）又は知事の諮問に応じ、県の処理する事務に関し、生涯学習に資するための施策の総合的な推進に関する重要事項を調査審議する。

2 審議会は、前項に規定する事項に関し必要と認める事項を教育委員会又は知事に建議することができる。

(組織)

第三条 審議会は、委員二十人以内をもって組織する。

2 委員は、人格識見共に優れた者のうちから、教育委員会が知事の意見を聴いて任命する。

(任期)

第四条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第五条 審議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選による。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行し、会長が欠けたときはその職務を行う。

(会議)

第六条 審議会の会議は、会長が招集し、会長は、その議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、埼玉県教育委員会規則で定める。

附則

この条例は、平成四年四月一日から施行する。

附則（平成十三・一・五・条例第二号）

この条例は、平成十三年一月六日から施行する。